

滞在型市民農園施設

(興隆寺ヴィレッジファーマーズハウス)

利用のしおり

兵庫県淡路市

(令和6年4月)

は じ め に

「興隆寺ヴィレッジファーマーズハウス」は、都市住民の皆さん等との交流を促進して、魅力あるふるさとづくりと地域の活性化を図るとともに、棚田地域等の美しい自然景観を良好に保全することを目的に整備したものです。

公共の資金を使って建設された施設で、民間の借家、借地とは全く異なった形態になっています。

そのため、後述するように「市民農園整備促進法」、「生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例」、「生穂・佐野地域活性化施設管理規則」などによりいろいろな制限や義務が定められています。

今後、利用を許可され、利用が開始された場合には、市民農園施設が多額の公共資金により建設されたものであること等をご理解いただき、末永く大切に使用いただけるよう施設の利用、保全には特にご注意願います。

また、市民農園施設は5区画整備されております。今までと違った対人関係や、共同施設の維持管理、共同作業の実施、その他日常生活全般において、新しい規律、規範が発生すると思われます。共同利用者である皆様方のご協力と、良識ある判断により、他の方に迷惑をかけないように、快適な農山村生活を過ごしていただきますようお願いいたします。

なお、興隆寺ヴィレッジファーマーズハウスの管理運営については、「合同会社興隆寺」へ委託しております。

利 用 者 心 得

市民農園施設を利用していただくにあたり・・・

これから、市民農園施設を利用されることになりますが、お使いいただく前に次のとおり利用者心得を決めておりますので、よく読んでいただきまして、ご留意いただきますようお願いいたします。

1. 利用上の注意事項

(1) 皆様にご負担いただく利用者負担です。

- ①市民農園施設使用料
- ②農機具借上料、営農指導料等（希望される場合）
- ③光熱水費等生活費
- ④合併浄化槽抜き取り手数料
- ③イベント参加費用 等

(2) 市民農園施設を利用・管理していただく上で、ご留意していただくこと

- ①1年で1ヶ月以上ないし、最低月3回以上の市民農園施設の利活用を図るように努めてください。
- ②市民農園施設を営利目的に利用しないでください。
- ③市民農園施設周辺にゴミや汚物を捨てないでください。ゴミ処理（可燃、不燃、粗大ゴミ等のすべてゴミ）は、市の指定する方法で行ってください。
- ④指示された区画及び施設以外に立ち入らないでください。
- ⑤他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ⑥市民農園施設内での車の洗車はしないでください。
- ⑦市民農園施設を利用登録者以外に利用させないでください。
- ⑧火災の予防に万全を期してください。

(3) 市民農園施設を美しく保全していくための草花等の植栽について

- ①植栽する場合は、棚田の景観を壊さないような草花を植栽してください。
- ②区画の美しい庭づくりを積極的に行ってください。
- ③契約期間内で、樹木を植栽したい希望がある場合は、前もって管理人にご相談ください。

(4) 農作業は、自然を大切に地球に優しい方法を心がけてください。

- ①これまで農園の利用や野菜の栽培等を行ったことが無い方は、営農指導（技術講習、管理講習等）を積極的に活用してください。

(5) 地元町内会（自治会）は、皆様との交流の場と、共同利用施設の維持管理等をする上で、大切な組織です。

- ①地域の行祭事に、参加するよう努めてください。
- ②地域の奉仕活動に、参加するよう努めてください。
- ③地域住民等との交流活動を積極的に展開するよう努めてください。

(6) 興隆寺集落等が主催するイベントには、積極的に参加をしてください。

①農村に古くから伝わる伝承文化を体験するためのイベントには積極的に参加するよう努めてください。

②地域文化の理解を得るため祝祭事には積極的に参加するよう努めてください。

(7) その他、素晴らしい農業体験・田舎暮らし体験ができるようお願いします。

①条例、規則等に規定されたものを遵守してください。

②私有山林、田畑への無断進入、山菜等の不法採取はしないでください。

③広告類の掲示または、頒布、宗教的行為は厳に慎んでください。

2. 利用の際の手続きについて

利用される区画が決定しましたら、利用にあたって次のことが必要です。

(1) 使用料は、下記のとおりとなっております。

使用料 年額1, 008, 000円(前払)

使用料は、指定の期日までに、当方指定の口座にご入金ください。入金がない場合は、利用の意志がないと判断し、利用許可を取り消しますので悪しからずご了承願います。

3. 市民農園施設の利用開始にあたり

(1) 入居される際、車の乗り入れにより側溝、生け垣、汚水等の会所等の施設を破損しないようご注意ください。万一破損したときは自己負担で修理してください。

(2) 天井周囲の回縁等には、釘、額掛けなどは打たないでください。

(3) 屋外、屋内を問わず構造の変更は許可しませんので、現状のまま利用してください。

(4) 予備鍵を2個お渡ししますので、鍵の複製はご遠慮ください。他の予備鍵は管理棟で保管します。管理棟の運営時間は、別に定めます。運営時間以外は、管理人の携帯電話へ連絡ください。

(5) 建物、付属施設に異常を発見された場合は、速やかに管理人に申し出てください。

(6) 駐車スペースは、各区画2台です。路上、農地、敷地への駐車はご遠慮ください。

(7) 喫煙は、室外でお願いします。

4. 滞在施設に入られたら次のことを確認してください。

(1) 設備備品等の確認をしてください。

①上水道、下水道のバルブ位置や排水口等を確認ください。

②分電盤を操作し、異常がないか確認してください。

③エアコン、ガス給湯器、風呂等の設備機器を「取扱説明書」にそって作動させ、異常がないか確認してください。

④ガス、水道、電気メーターの確認をしてください。

(2) 設備等の契約関係について

①ガス、上水道、電気、インターネット接続は、利用者との直接契約になりますので、各自で手

続きをお願いします。

②合併処理浄化槽の法定検査、保守点検は管理者が実施します。

汚泥抜取は、利用者の負担で実施してください。また、退居時には必ず抜取をお願いします。

(3) 凍結事故に関する注意

凍結事故については、修理費等は利用者の負担となりますので、特にご注意ください。給湯器、浴槽、トイレタンクは、各器具の「取扱説明書」に従って凍結防止の操作をお願いします。

(4) 盗難の予防について

①戸締まりの確認は十分に行っていただくとともに、滞在施設内には貴重品等は置かないようお願いします。

(5) 損害の補償について

①火災、自然災害（風水害）で利用者が受けた施設の損害は、施設管理者が負担いたします。

②利用者の責任において発生した施設の損害は、施設管理者が施工して、利用者がその修繕料を負担してください。

③利用者の責任において、施設管理者、市及び第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において、損害を賠償してください。

④利用者が行うべき共同施設の管理作業に参加しない場合は、利用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

(6) 自然とうまくつき合ってください。

興隆寺地区は、緑豊かな農山村です。私たちは、この自然に誇りを持ち、末永く大切に守っていくことが、使命と考えていますので、皆様のご協力をお願いします。

皆さんの普通の常識が、通用しない場合があります、トラブルになった例がありますので、主な留意点をあげてみます。

①山野草、樹木の堀取り、立木の伐採は禁止します。

②市内の山林はほとんどが民有林です。所有者による樹木の伐採が行われる可能性があることをご承知ください。

③興隆寺地域には、いのしし、蛇、蜂、虫等が生息していますので、ご承知ください。

④河川、水路は、すべて下流の農家の農業水利になっています。水利を汚染させたりしますと、水利権の補償問題にも発展しますので、十分ご注意ください。

(7) 隣接施設の電話番号（電話市外局番 0 7 9 9）

①管理人 合同会社興隆寺 ●● ●● (090-●●●●●-●●●●●)

②淡路市農林水産課 (0799-64-2512、FAX0799-64-2530)

③明石医院 (0799-64-0005)

④津名東小学校 (0799-64-0002)

⑤津名中学校 (0799-64-0521)

⑥淡路警察署 佐野駐在所 (0799-72-0110)

⑦淡路広域消防本部津名一宮分署 (0799-62-0119)

⑧佐野郵便局 (0799-65-0050)

近隣には、

食料品、雑貨、日用品	イオン、P L A N T、スーパーキンキ、コメリ、マイマート
ドラッグストア	ライフオート、コスモス、ウェルシア
コンビニ	ローソン、セブンイレブン、ファミリーマート
銀行・金融機関	みなと銀行、淡路信用金庫、淡陽信用組合、淡路日の出農協
その他	農家の店しんしん（農業資材、肥料ほか） などあり。

施設利用の手引き

第1編 滞在施設の管理

1 管理のしくみ

● 滞在施設の管理

滞在施設の管理は、淡路市役所 産業振興部 農林水産課から委託を受けた合同会社興隆寺（以下「管理者」とします。）が行っています。

管理者は、市民農園施設の管理、見回り、利用許可・中止に関する業務、施設修繕、迷惑行為に対する指導、貸付農地等における作物の栽培等の助言などを行っています。

2 滞在施設の利用にあたって

● 滞在施設の点検

カギを受け取った方は、必ず滞在施設内の点検をしてください。もし、異常があったり、設備に故障があったりしたときは、すぐ、管理者まで申し出てください。申し出が遅れますと利用者負担になる場合があります。なお、滞在施設は1年ごとの賃貸借契約ですから、新しい状態ではありませんのでご了承ください。

● 家財道具等の搬入搬出について

家財道具等の搬入搬出の際、車の乗り入れにより、建屋、花壇、側溝などの施設を破損しないようにご注意ください。万一、破損したときは、自己負担で修繕していただきます。

また、家財道具等の搬入搬出の際に発生したダンボール箱、その他ゴミ類は、市の清掃規定に従って自ら処理してください。

● 電気・ガス・水道・電話の申し込み

電気・ガス・水道は、設備されています。

これらの利用申し込みは、利用者の責任で申し込んでください。

テレビ、電話、インターネットは設備されていません。



☆訪問販売にご注意☆

滞在施設借受後、ガス器具・消火器・網戸などの訪問販売を行う業者がありますが、淡路市役所や管理者とは一切関係ありませんのでご注意ください。

さらに、設置できない石油ボイラー等の販売を行う業者がありますので特にご注意ください。

3 使用料

● 市民農園施設の使用料

原則として、口座振込による納入をお願いします。

年度途中で利用することとなった場合の使用料は、年額を月割り計算します。

● 利用を中止するときの使用料

年度途中で利用中止を申し出たときはその1年間の使用料は返還しません。

ただし、利用中止に関して特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付します。

4 貸付の終了

● 貸付の終了

貸付期間は、毎年4月1日から翌3月31日までです。

期間満了の3か月前までに更新しない旨の意思表示がないかぎり、利用許可は従前と同一の条件により1年間更新されたものとします。ただし、更新できる期間は5年間までです。

● 原状回復義務

貸付農地、滞在施設は、契約期間満了の際は、次に契約する人の立場に立って、契約されたときの状態に修繕・回復してください。なお、畳の表替えは、入居期間の長短にかかわらず必ず行っていただきます。

● 契約満了に伴う検査

契約満了時に管理者が訪問します。修繕の必要な個所があれば指示に従ってください。なお、修繕業者の紹介を必要とされる方は、管理者へお問い合わせください。

● 修繕完了の確認

修繕が完了しましたら、管理者が完了検査を行います。なお、修繕が不十分な場合は、再度修繕をしていただくことになります。

● 電気・ガス・水道・などの精算

電気・ガス・水道・などの公共料金の精算は、退去者自身が必ず退去日までに済ませてください。

● カギの返還

室内の修繕を終え退去されるときは、お手持ちのカギをすべてそろえて、管理者へ返してください。

各種申請書等の用紙は、淡路市産業振興部農林水産課または興隆寺地域市民農園交流施設の窓口でお受け取りください。

5 修 繕

市民農園施設は十分注意を払って、利用してください。

みなさんの不注意で滞在施設や農機具倉庫等の共同施設を損傷した場合、修繕費は利用者の負担となります。

● 計画修繕

市では、滞在施設の維持に必要な修繕計画を立て、逐次修繕を実施しています。

計画修繕の内容としては、流し台の取替え、外部鉄部塗装、屋上防水、外壁塗装、電気幹線改修などがあります。

● 一部修繕

計画修繕以外の小修繕で、修繕箇所（内容）により管理者が修繕する場合と、利用者みなさんに修繕していただく場合があります。

例えば、畳の表替えなどは利用者の負担となります。

詳しくは、次のページの滞在施設修繕負担区分をご覧ください（簡易な修繕で済む場合は、負担区分に関係なく利用者みなさんに負担していただくことがあります）。

※滞在施設は新築の場合を除き、建築後の年数等によって損耗しています。また、前利用者が退去した滞在施設を部分的に修繕し、入居するものです。

修繕は、農園での滞在に支障をきたす部位のみ補修を行っており、滞在施設ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容も異なりますので、ご了承ください。

滞在施設修繕負担区分

1. 建築一般

(1) 屋内部分

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の個所	細分		管理者	利用者
柱 ・ は り 鴨 居 ・ 敷 居		破損復旧	○	
天 井		破損復旧	○	
		規格以上の照明器具取付等による破損塗替		○
壁		破損復旧	○	
		塗替・クロス張替え		○
根太・大引・土台・床板（押入含む）		破損復旧	○	
窓枠・出入口枠		破損復旧	○	
外部に面した建具 （玄関戸を含む）	郵便受	破損復旧		○
	木製	取替（※計画修繕）	○	
		塗替・部分破損復旧		○
	鋼・アルミ製	塗替（※計画修繕）・破損復旧	○	
室 内 建 具 等	浴室戸	取替（※計画修繕）	○	
		部分破損復旧		○
	木製戸	破損復旧		○
建 具 金 物 類	蝶番	鋼・アルミ製建具	破損復旧・取替	○
		木製建具	破損復旧・取替	○
	戸車		破損復旧・取替	○
	取手・錠		破損復旧・取替	○
	ドアクローザー・戸当たり		調整・破損復旧	○
レ ー ル	窓・各種戸		破損復旧・取替	○
流 し 台	流し台（調理台・コンロを含む）	一式取替（※計画修繕）	○	
		部分破損復旧		○
	排水管		○	
	トラップ等			○
畳			表替	○

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の個所	細分		管理者	利用者
ガラス (パテ含む)		破損復旧（復旧にあたっては、従前品と同規格を使用すること）		○
棚 類		破損復旧		○
浴室		改修工事（※計画修繕）	○	
		部分破損復旧		○
室内手すり		破損復旧		○
押し入れ		破損復旧		○
表 札		破損復旧		○

(2) 屋外部分

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の個所	細分		管理者	利用者
雨水排水管 (雨樋・柵含む)		取替	○	
		部分破損復旧	○	
		つまり復旧		○
屋 根		塗替・葺替（※計画修繕）	○	
		破損復旧	○	
壁 面（外壁）		塗替（※計画修繕）	○	
		破損復旧・コーキング・防水	○	
浄 化 槽		故障・破損復旧・取替	○	
		維持管理・点検（業者委託）	○	
		汚泥抜き取り		○
臭 突	本体	破損復旧	○	
	ベンチレーター	破損復旧		○

2. 水道・電気およびガス設備関係

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の個所	細分		管理者	利用者
給 水 ・ 給 湯	給水管	破損復旧・取替（※計画修繕）	○	
	シングルレバー本体、 混合水栓本体	取替	○	
	水栓、湯水混合栓及び 付属部品（シングルレ バー・パッキン類・カ ラン部分等）	破損復旧・取替		○
排 水 管	汚水・雑排水管	破損復旧・漏水修繕	○	
		つまり復旧		○
	付属金物類	部分破損復旧・付属品取替		○
洗 面 陶 器 具 類 洗 面 台		破損復旧		○
	照明器具・鏡	破損復旧・取替		○
		本体一式取替	○	
便 所 内	便器及び陶器具類	取替（※計画修繕）	○	
		破損復旧		○
	ボールタップ一式	取替	○	
	ロータンク・ フラッシュバルブ	破損復旧	○	
	フロートバルブ	破損復旧		○
	便蓋・便座・その他付 属品	破損復旧・取替		○
電 気 配 線		破損復旧・取替	○	
電 気 器 具 類	分電盤・ブレーカー	取替（※計画修繕）	○	
		部分破損復旧		○
	スイッチ・コンセン ト・ヒューズ・引掛シ ーリング、キーソケッ ト照明器具類	破損復旧・取替		○
換 気 設 備	台所換気扇等器具類	破損復旧・取替		○
	便所・浴室換気扇等器 具類	破損復旧	○	
ガ ス 配 管	ガス配管	破損復旧・取替	○	
	ガスコック及び付属品	破損復旧・取替		○
風 呂 設 備	浴槽	本体一式取替	○	
		破損復旧・付属品取替修繕・温 度調整不良		○

修繕項目		修繕内容	負担区分	
修繕の個所	細分		管理者	利用者
	ホース・メザラ・シャワーヘッド同引掛金具等附属品	破損復旧・取替		○
インターホン及び関連機器	インターホン	破損復旧・取替		○
住宅内火災警報装置		破損復旧	○	
		消防法に伴う取替	○	
レンジフード	フィルターの取替・操作盤の故障・照明器具（電球取替を含む）	部分破損復旧		○
		一式取替	○	
電気調理器	加熱面の損傷・操作の故障・グリル板温度センサーの損傷	部分破損復旧・取替		○
	本体	取替	○	
電気温水器		本体一式取替	○	
		破損復旧・付属品取替修繕・温度調整不良		○
屋内・外污水排水管	排水管	破損復旧・漏水修繕・取替	○	
		つまり復旧		○
会 所 蓋	道路以外の空地	一般的な破損復旧	○	
		自動車等による破損復旧		○
止水栓	市設置分	破損復旧・漏水修繕・取替	○	
各種計器ボックス		破損復旧・取替	○	

1 台 所

● ステンレス流し台

清潔で耐久力のある流し台ですが、掃除のときには金属製のタワシやみがき砂などは傷がつきやすいので使用しないでください。



☆排水のご注意☆

流しの目皿のゴミは毎日取り除きましょう。目皿やわんなどを取り外して使用すると、ゴミが一緒に流れ込んで排水管が詰まる原因になります。

- ・トラップは、共同の排水管からの悪臭がはい上がるのを防ぐために設けています。使用済みの油類は流しに捨てないでください。排水管にこびりつき、つまりの原因になります。
- ・排水管は、長い間ゴミなどが付着した状態になると、つまりの原因になりますので、定期的に清掃するようにしてください。
- ・流し台の排水パイプはポリプロピレン管を使用しています。強度、耐熱性が高い樹脂ですが、熱湯は直接流さないようにしてください。

● 台所の換気

台所は熱気や煙がこもりやすいものです。換気扇を使用するか、窓の開閉によって換気してください。熱気がこもると結露の原因にもなります。定期的に、換気扇・レンジフードなどの清掃を行ってください。

2 浴 室

- ・室内で防水処理がされているのは浴室のみとなっています。浴室以外（洗面所など）では水をこぼさないように特に注意してください。
- ・洗濯機の排水を浴室へ排水する場合は、洗面所などに水をこぼさないように特に注意してください。
- ・浴室は湿気の発生場所ですので、換気が不十分ですと、壁や天井についた水滴からカビが発生したり、浴室戸が腐食したりします。使用するときはもちろんですが、使用しないときも換気には十分気をつけてください。

3. 便 所

● 便所の使用

- ・水に溶けにくい紙などを使用しますと、汚水管をつまらせる原因になったり、汚水処置施設の機能の障害になったりしますので必ず専用紙をお使いください。
- ・タンクの給水方式はロータンク式です。タンクに水をためておき、レバーを操作して放水します。浮きゴムにゴミがつかえると水が止まらなくなりますので、この場合は止水栓を止めてフタを開け、ゴミなどを除去するなどしてください。なお、水が止まらない場合は、レバーを確認してください。それでも止まらない場合は、止水栓を閉じて管理者へ連絡してください。また、給排水管などに結露する場合があります。これは腐食の原因になりますので、ふき取るようにしてください。

- ・浄化槽の内部は深くて危険ですから、マンホールは絶対に開けないようにしてください。また、浄化槽の故障警報が鳴った場合など、気づいたときは、管理者へ連絡してください。

● 便所の清掃

- ・便所の床は防水処理をしていないため、水を流さないようにしてください。
- ・便器や手洗器の掃除は、中性洗剤を使って洗ってください。
- ・掃除のために塩酸などの薬品を使うと、浄化槽がいたみますのでやめてください。

〈排水管のつまり〉

- ・便器に不溶物は絶対に流さないでください。



4 結 露

室内の吸気中の水蒸気が、冷たい壁や天井などに水滴となって付着することを結露と言います。

結露をそのままにしておくと、壁、天井にカビが発生し、家具、畳などが腐りやすくなります。この原因としては、①日本の気象が高温多湿であること。②冬期には特に暖房により室内に多量の水蒸気が発生しているうえに外壁が冷やされること、などがあげられます。

結露を防ぐためには、換気と暖房に注意することが大切です。特に次のことに注意してください。

- ・室内の換気を十分にしておき、湿気を少なくするように心掛けてください。
- ・換気用の小窓や換気口は、いつも十分に開けておいてください。
- ・天気の良い日には、室内外の建具を開放して換気を図ってください。
- ・家具類は、窓から少し離して置いてください。
- ・押入は、昼間できるだけ開け放しておいてください。
- ・押入に寝具類を入れるときは、床には新聞紙・ダンボールなどを敷き、その上にスノコを置き、壁にはダンボールをあてるなどし、周りの壁からできるだけ離して入れてください。
- ・石油ストーブを過剰に使用しますと、多量の水蒸気が発生し、結露の原因となりますので注意してください。
- ・壁が濡れてきた場合は、乾いたタオルなどでふいてください。そのままですと壁の汚れやカビ発生の原因になります。
- ・カビが発生した場合は、その部分の通風をよくして乾燥させ、ブラシなどでていねいに取り除いてください。

5 ダニなどの室内害虫

初夏から秋にかけて、ダニなどの害虫が発生しやすいので、日ごろから室内を清潔にし、こまめに掃除をしましょう。

- ・ダニなどの室内害虫の駆除は、利用者負担になっていますので、くれぐれも予防に心掛けてください。
- ・室内の通気に注意し、常に温度を低くするようにしてください。
- ・畳上のカーペットなどの敷物は、ダニなどの発生原因になりますので掃除にはこまめに時間をかけて行い、ときどき畳やカーペットを干してください。

6 電 気

● 安全ブレーカー

安全に電気を使用できるよう各戸に安全ブレーカーが設置されています。電気器具などに故障があったり、一定の使用量以上使用したりするとツマミが自動的に下がって電気が切れます。この場合は、故障個所を直すか、使用器具の数を減らすかして、ツマミを上げて使用してください。

● 電気器具の使用

電気器具は直接コンセントから使用してください。タコ足配線は火災のもとになり、危険ですのでやめてください。

下表の家庭用電気器具の必要電力（参考値）を目安として、各ブレーカーの安全限度内で電気器具を使用してください。

◇ 家電用電気器具の必要電力

換気扇	200m/m	50(WH)	電気釜	600(WH)	ウインドファン	200(WH)
	150m/m	35(WH)	ジャー	80(WH)	テレビ	60(WH)
電 灯	白 熱	蛍光灯	冷蔵庫	300(WH)	ラジオ	微少
便 所	40(WH)		電子レンジ	1000(WH)	ステレオ	80(WH)
浴 室	40(WH)	10(WH)	クーラー	1000(WH)	アイロン	400(WH)
洗 面	40(WH)	10(WH)	扇風機	60(WH)	掃除機	600(WH)
玄 関	40(WH)	10(WH)	コタツ	600(WH)	時 計	微少
和 室		60(WH)				

※必要電力量については、製造メーカーおよび機種によって異なりますので、製品のカタログなどを参考にしてください。また、表に記載のない器具についてもカタログなどを参考にしてください。

● テレビへの接続

興隆寺地域一帯はアンテナによる地上デジタル放送が受信しづらいエリアなので、テレビを視聴する場合は光ファイバーによる視聴が前提です。eo 光などの光ファイバーを設置する際は、管理者の承諾が必要ですので、管理者へご相談ください。

- ・ 壁に穴を開ける工事はしないでください。
- ・ 施設利用中に設置した機器類は退去時には全部撤去してください。

7 水 道

● 水道の元栓

水道の元栓（位置を確認しておきましょう）を右に回して閉めると、あなたの滞在施設の全部の水が出なくなります。万一のときにご使用ください。

☆ご注意☆

メーターボックス内へは絶対に物を入れないでください。物が入っていると修繕や検針ができませんし、メーターの故障や水漏れの原因にもなり、他の方の迷惑になります。

● 断 水

水道の使用中に断水した場合には、直ちに水栓を閉めてください。もし閉め忘れたまま外出などをしますと、通水が始まったときに水が出し放しとなり、大変な被害を及ぼします。

● 冬期の給水管および器具の凍結防止

冬期には、水道管などが凍結して破損することがあります。これを防止するため、夜おやすみ前に浴室の水栓などで、浴槽内に1分間当たり牛乳ビン1本（200cc）程度の水を出し放しにしておくと防止できます（不在時は除く）。

〈凍結して水が出ないときは〉

水が出ないからといってあわてて熱湯をかけると破裂の原因になりますのでやめてください。ぬるま湯で溶かすか、すぐに必要でないところは、気温の上昇により自然に解けるのを待つのが安全な方法です。水が出だしたら、湯沸器などは異常のないことを確認してから使用してください。

第3編 共同施設

1 市民農園施設の敷地

市民農園施設の敷地（園内道路・植栽等）は、みなさんの共同の場所ですから、日ごろから清掃に努めてください。また、通行の邪魔になりますから物は一切置かないようにしてください。（特に災害時には避難の妨げになり、大変危険です。）

2 農機具倉庫

農機具倉庫は共同施設ですので、日ごろから清掃・管理し、大切に使ってください。窓ガラスを破損したり施設を傷めたりしたときは、利用者の責任において修繕してください。特に火気の使用については十分注意してください。

3 排水施設

排水口、会所または排水管などにゴミや土がたまると、流れにくくなり不衛生になります。また、台風など大雨のときには災害も発生する危険がありますので、ゴミは絶対に捨てないでください。

4 ゴミの処理

- ・ゴミの処理は、日時、搬出方法（燃えるゴミは市の指定したゴミ袋で決められた場所に搬出してください。）を守り、不衛生とならないように注意してください。
- ・水気の多いものは、水を十分に切って市の指定したゴミ袋に入れて捨ててください。
- ・収集日以外にゴミを出さないでください。（犬、猫などによってゴミが散らばったり、悪臭のもとになったりします。）



1 迷惑行為の禁止

市民農園施設を住みよい施設にするためには、利用者一人ひとりがお互いの立場になって相手を尊重し、協力しあっていくことが大切です。他の利用者に迷惑が掛からないようお互いに注意し、快適な生活を送ってください。

● 騒音の防止

お隣のテレビ、ステレオなどの大きな音は大変うるさく聞こえるものです。特に、深夜・早朝の大きな話し声などはとても気になります。お互い迷惑をかけないように注意してください。

● 動物の飼育禁止

滞在施設内で犬、猫、鳥類などのペットを飼育することは禁止されています。犬は玄関前を通る人の足音だけでも鳴きだすことがあり、その鳴き声は大きな迷惑となります。また、猫はベランダ越しに歩きまわり、悪臭を漂わせたりすることがあります。飼っている方にはかわいい動物であっても、他の利用者の迷惑となりますので絶対に飼わないでください。

また、野良猫や野良犬に餌を与えないでください。

● 中傷やイヤガラセの禁止

市民農園施設は、子供からお年寄りまで利用することが可能です。特に中傷やイヤガラセは近隣戸のトラブルをまねきますのでやめてください。

● 自動車の駐車禁止

周辺路上の不法駐車および園内道路での無断駐車は、火災など緊急時の妨げになりますのでやめてください。



2 借受中の注意事項

● 譲渡、転貸の禁止

利用許可のあった区画や施設を他人に転貸することは禁止されています。

● 増築、模様替え、用途変更の制限

滞在施設を許可なく増築、模様替えしたり、店舗、事務所などに用途変更したりすることはできません。

3 農園の明け渡し請求

次のような場合には、強制的に農園を明け渡していただくことになります。

- ・許可申請の内容に虚偽のあったことがわかったとき
- ・不当な行為によって利用許可を得たとき
- ・滞在施設または共同施設を故意に損傷したとき
- ・利用許可のあった区画や施設を他人に転貸したとき
- ・無断で増改築や用途変更したとき
- ・管理上必要な管理者の指示に従わないとき
- ・市民農園施設の貸付期間が満了するとき
- ・周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしたとき

1 火災の防止

火災は、利用者一人ひとりが注意することにより防げます。

万一、出火した場合は、落ちついて初期消火に努めるとともに、早目に119番〈消防〉へ通報してください。

2 災害発生時の手引き

● 火災の発生

〈原因〉

- ・ 台所の火の不始末
- ・ 揚げ物の異常加熱
- ・ 子供の火遊び
- ・ 石油ストーブの転倒
- ・ 漏電
- ・ 風呂の空だき
- ・ ヒーター・アイロンのつけっ放し
- ・ 地震
- ・ 放火 など

〈行動〉

- ・ 消火器などの初期消火
- ・ 連絡 消防119番 家族・近隣住宅
- ・ 安全な場所への避難
- ・ 一酸化炭素中毒の回避

● 消火活動

〈消防用進入路〉

市民農園施設内進入路は火災時に消防車が活動するための空地となりますので、車など、障害物を置かないでください。